

第1期川崎市自治推進委員会 市民自治の推進に向けた10の提言 推進プラン

～自治基本条例に基づく市民本位のまちづくり～



2008（平成20）年11月
川崎市

＜市民自治の推進に向けた10の提言推進プラン＞

目 次

I 「10の提言」推進プラン策定にあたって -----	2
1 自治推進委員会 -----	2
(1) 自治基本条例について-----	2
(2) 第1期自治推進委員会について-----	3
2 「10の提言」-----	4
3 推進プラン策定 -----	7
(1) 提言の具現化について-----	7
(2) 推進プランの策定について-----	8
II 推進プラン -----	9
《総合的な自治の醸成》-----	9
提言1 自治に向き合う職員の育成-----	9
提言2 自治意識の醸成-----	11
《協働のまちづくり》-----	13
提言3 協働実践の共有-----	13
提言4 協働推進施策の整備-----	15
《情報共有》-----	17
提言5 政策形成過程の情報共有の推進-----	17
提言6 ターゲットを見据えた情報発信の手法等の構築-----	19
提言7 情報コンシェルジュ機能の充実-----	21
《区民会議》-----	23
提言8 区民会議の情報発信の推進-----	23
提言9 区民会議と関係団体との連携の推進-----	25
提言10 各区区民会議の交流の推進-----	27
資料編-----	30
●川崎市自治基本条例-----	31
●川崎市自治推進委員会設置要綱-----	36

I 「10の提言」推進プラン策定にあたって

1 自治推進委員会

(1) 自治基本条例について

「自治基本条例」は、自立した自治体の構築とともに市民が暮らしやすい地域社会の実現に向け、市民の信託に基づく市政運営のルールとして、政令指定都市としては初めて 2004（平成16）年12月に制定され、翌年4月に施行されました。

この条例は、地方分権の時代にふさわしい市民の信託に基づく市政運営を行っていくことを目的として、市政運営に市民が主体的に参加することなどを原則とする市民自治の基本理念、本市の自治の基本を定める最高規範としての位置づけ、情報共有、参加、協働という自治運営の基本原則、自治の基本理念を具現化するための制度構築等について規定しています。

条例に基づくこれまでの取組として、参加と協働の拠点としての区のあり方や区民会議の創設などの規定に基づき、区役所の組織及び機能の整備、区民会議の設置、区の自主企画予算である協働推進事業費の増額など、区行政改革を展開してきました。

また、条例に位置づけられた新しい市民自治の仕組みづくりとして、パブリックコメント手続条例の制定、協働型事業のルールの策定、住民投票条例の制定など、自治の拡充に努めてきました。

【自治基本条例の構成】

第一章 総則	
1 目的(第1条) 市民自治の確立	2 位置づけ等(第2条) 最高規範性
4 基本理念(第4条) 市民自治の確立をめざすための基本理念 市民の自治/市民の手による自治/市民のための自治	5 自治運営の基本原則(第5条) 情報共有の原則/参加の原則/協働の原則
3 定義(第3条) 市民/参加/協働	
第二章 自治運営を担う主体の役割・責務等	
1 市民(第6～9条) ○市民の権利 ○市民の責務 ○事業者の社会的責任 ○コミュニティの尊重等	2 議会(第10～12条) ○議会の設置 ○議会の権限・責務 ○議員の責務
3 市長等(第13～22条)	
市長等 ○市長の設置 ○市長等の権限・責務等	行政運営等 ○行政運営の基本等 ○財政運営等 ○評価 ○苦情、不服等に対する措置
区 ○区及び区役所の設置 ○区長の設置・役割 ○必要な組織の整備等 ○区民会議	
第三章 自治運営の基本原則に基づく制度等	
1 情報共有による自治運営(第23～27条) ○情報提供 ○情報公開 ○個人情報保護 ○会議公開 ○情報共有の手法等の整備	2 参加及び協働による自治運営(第28～32条) ○多様な参加の機会の整備等 ○審議会等の市民委員の公募 ○パブリックコメント手続 ○住民投票制度 ○協働推進の施策整備等
3 自治運営の制度等の在り方についての調査審議(第33条) 自治推進委員会	
第四章 国や他の自治体との関係	
国や他の自治体との関係(第34条) 国や他の自治体との相互協力等	

(2) 第1期自治推進委員会について

「自治推進委員会」は、自治基本条例第33条^{※1}の規定に基づき、自治運営の基本原則である情報共有、参加及び協働の原則に基づく制度等の在り方について調査審議することを目的に設置されています。

第1期の委員会では、調査審議の対象として「協働のまちづくり」、「情報共有」及び「区民会議」などを取り上げ、自治運営の基本原則に照らし合わせて、取組状況や課題、方向性などについて検討を進め、その検討結果とそれらを踏まえた市民自治の推進に向けた10の提言を併せて報告書として取りまとめました。

- ① 設置期間
2007（平成19）年2月から2008（平成20）年3月まで
- ② 委員構成
公募市民3人と学識経験者3人の計6人で構成
- ③ 開催状況
委員会7回、講演会1回、フォーラム1回開催

【第1期自治推進委員会の開催内容】

平成19年 2月 7日	第1回委員会	委嘱状の交付、委員紹介、委員長・副委員長の選出等 審議事項 自治推進委員会の調査審議の進め方やテーマについて
3月29日	第2回委員会	報告 中原区と宮前区の区民会議の実施状況 審議事項 区民会議について
5月16日	講演会	「市民と行政のためのコミュニケーション活動をまきく」をテーマに、自治推進に向けての広報戦略をテーマとした講演会を開催
5月31日	第3回委員会	報告 市民活動センターの活動状況と市の協働に関する取組状況 審議事項 協働のまちづくりについて
7月30日	第4回委員会	報告 市の広報と報道の現状と課題 審議事項 市民自治を推進するための情報発信・情報共有の方法について
9月27日	第5回委員会	報告 区民会議に関する調査結果、多摩区と麻生区の区民会議の実施状況 審議事項 地域課題の解決プロセスにおける情報共有、参加及び協働の取組について
11月28日	第6回委員会	報告 総合コンタクトセンター、パブリックコメント手続等の取組状況 審議事項 自治基本条例に基づく自治運営に関する制度・施策の運営状況等について
平成20年 3月 1日	区民会議フォーラム	「区民会議など自治の取組を考える」をテーマに、各区区民会議委員をパネリストとしたパネルディスカッション形式で開催
3月17日	第7回委員会	報告 区民会議フォーラムについて 審議事項 第1期自治推進委員会報告書(案)等について

※1 【自治基本条例】

第3節 自治運営の制度等の在り方についての調査審議

第33条 市における自治の拡充推進を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するため、市民及び学識経験を有する者を委員とする審議会等を設けて、自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議します。

2 「10の提言」

自治推進委員会から出された提言は、「総合的な自治の醸成」、「協働のまちづくり」、「情報共有」、「区民会議」の4つの項目に分かれており、いずれの提言にも具体的な解決策等が盛り込まれています。

総合的な自治の醸成

提言1 自治に向き合う職員の育成

《自治の推進を担う職員の人材育成に向けた仕組みの構築》

市が自治基本条例の理念に基づき様々な施策を効果的に展開していくためには、市職員の一人ひとりがその理念を十分に理解する“市民自治に向き合う職員”としての基本的な考え方やスキルを身につけることが求められている。

そのためには、自治基本条例の理念を踏まえて、新規施策の実施や既存施策の見直しができるような知識、経験、能力等を備えるため、座学研修に加えて、人事交流など OJT による実践の場を活用した人材育成を体系的な仕組みとして構築していくことが必要である。

その一環として、市職員のキャリア形成を行う上で、区役所をはじめとした実践の現場に配属するなどのプログラムを体系化していくことも重要である。

提言2 自治意識の醸成

《地域や教育の場での自治意識を醸成するための環境整備》

市民自治を推進していくためには、自治を自分自身の問題として育む自治意識の醸成に取り組んでいくことが求められる。

そのためには、身近な自治を体験することが効果的である。例えば、生涯学習や様々な地域活動の場を通じて、身の回りで行われている自治の取組を体験できるきっかけづくりを行うことや、学齢期から自治の理念や取組事例などを取り入れた副読本などを活用して、自治のイメージを持ってもらう機会を設けることなどが挙げられる。

長期的視野に立って考えると、まずは地域社会や子どもの教育の場面を通じて、自治に関する知識を育むことなどにより、将来大きな自治の力となることが期待される。

シニア世代や子どもをはじめ、市民が、地域での活動に参加したり、日常生活で当たり前のように行われている自治の取組を考えたりするきっかけづくりを行うことなどにより、自治意識を醸成していくための環境整備を図ることが必要である。

協働のまちづくり

提言3 協働実践の共有

《協働型事業の実践の共有化による協働の取組の推進》

市が、協働の取組を更に進めていくためには、各局区が協働の取組を共有していくことに加えて、多くの市民との間で「協働実践の共有」を図ることが効果的である。

そのためには、協働型事業の実践などを通して、市と市民との役割や責任の分担、調整の方法など、協働の形を具体的に示していくとともに、協働型事業の情報やイメージを共有し、着実に共通認識を深めていくことが重要である。

提言4 協働推進施策の整備

《協働型事業のルールや提案制度など協働に関する施策の整備》

市においては、区による協働型等の事業提案制度の実施や、協働型事業のルールの策定を行っており、そうした取組により、今後多くの地域の課題を解決に結び付けていくことが求められている。

そのためには、**第32条**に基づき協働型事業のルールや区における協働型等の事業提案制度を円滑に運用し、結果の検証を適切に実施するとともに、協働に関する相談や事業調整の仕組みを構築・運用することが重要である。

また、地域における市民協働拠点としての区役所機能の充実が期待される。

情報共有

提言5 政策形成過程の情報共有の推進

《共有すべき情報の基準の整備などによる取組の推進》

第6条では、市民の権利として「市政に関する情報を知ること」や「政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること」を保障することが規定されており、政策の形成過程においても市民の市政への参加の一層の推進を図るため、政策形成過程の情報共有を推進していくことが求められている。

そのためには、施策の背景や意思決定の材料となった情報、加工されたり集計・分析される前の一次情報なども含む政策形成過程の情報等のうち、提供すべき情報の種類などについて基準を整備した上、可能な限り、積極的に情報提供していくことが重要である。

提言6 ターゲットを見据えた情報発信の手法等の構築

《情報の受け手の特性に合わせた情報発信の手法等の活用》

インターネットを活用するホームページやメールマガジンなどの情報発信は、市政だより等の紙媒体によるものを補完する役割を果たすとともに、今後は、様々な市民に確実に情報を届ける役割を担うことが求められている。

そのためには、市政だより等の全世帯を対象とし、計画的に情報を発信する手法と併せて、世代や地域などのターゲットを見据えながら、情報を届けたい相手が日ごろからどのような媒体で情報を得ているかなどの特性をよく理解した上で情報発信する、「クロスメディア」の手法等を更に活用していくことが重要である。

提言7 情報コンシェルジュ機能の充実

《市政情報を分かりやすく提供する案内機能の整備》

市政情報は膨大であるとともに様々な分野にわたっており、市民が必要とする情報の有無や所在、知るための手法が市民の身近なところで分かりやすく整備されている必要がある。

そのためには、例えば、日常生活に関する情報や審議会等の開催状況、議論の内容などを含めた情報などについて、市民に分かりやすく、体系的に整理して提供する手法を、インターネットなどの活用により構築するとともに、市民に必要な情報まで案内する「情報コンシェルジュ」としての機能を総合コンタクトセンターなどにおいて充実させていくことが重要である。

区民会議

提言8 区民会議の情報発信の推進

《区民の参加と協働の推進に向けた広報の充実》

区民会議は、参加と協働により地域の課題を自ら解決していく実践の場として、また、より多くの区民が意見交換し、連携し合う場として機能することが必要である。

そのためには、現在行っている区民会議に関する取組、課題等についてのフォーラムの開催や独自の広報紙の作成などに加えて、今後はあらゆる機会や様々な広報媒体等を活用し、継続的にPRや広報を行うことにより、更なる区民会議に関する情報の共有化を図り、多くの区民に支えられる開かれた会議となっていくことが重要である。

提言9 区民会議と関係団体との連携の推進

《地域課題の解決に向けた関係団体との連携や取組の推進》

区民会議には様々な団体が調査審議に参加しており、これまで活動してきた経験やノウハウ、ネットワークなどを提供しあうことができる委員構成になっている。地域の課題解決に向けて、そうした多様な背景を持った委員が、自らの出身母体や関係団体と更に連携して取組を推進していくことが必要である。

そのためには、区民会議委員が、自らの出身母体を巻き込んで取組を広げていくとともに、委員のネットワークを通じて、また、区民会議の事務局において、区民会議と地域をつなぐコーディネーター機能を強化して、市民活動団体等の活動を点から線、線から面へつなげて、地域の課題解決に向けた糸口をつかむことが重要である。

提言10 各区区民会議の交流の推進

《区民会議委員同士の情報交換や連携など交流の推進》

区民会議においては、地域の課題解決に向けた取組を進めていくために、各区の区民会議委員同士が交流するとともに、相互に連携を図ることも必要である。

そのためには、例えば、区民会議委員同士で情報交換を行い、学び合う場などを設定したり、また、区民会議が互いに課題解決の成功例などを持ち寄り、それらを生かしながら地域の課題解決に向けた取組を発展させていくことが重要である。

3 推進プラン策定

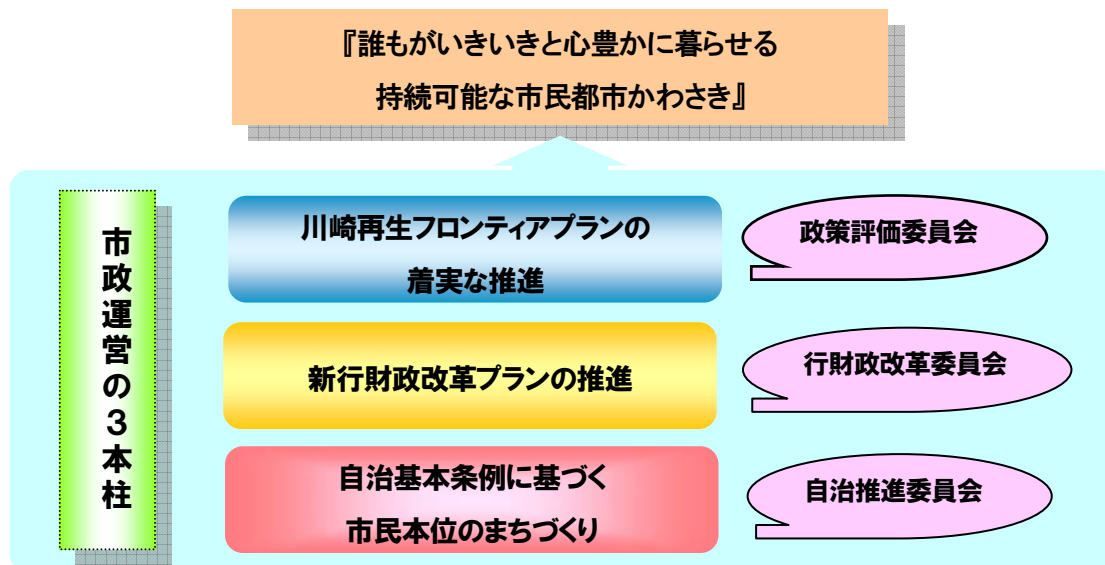
(1) 提言の具現化について

自治基本条例が施行されて3年余りが経過し、市民参加や協働のための環境は整いつつありますが、条例については十分に浸透しているとはいえません。本市では、まちづくりの基本目標『誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき』の実現に向け、「川崎再生フロンティアプラン（新総合計画）の着実な推進」、「新行財政改革プランの推進」とともに「自治基本条例に基づく市民本位のまちづくり」を市政運営の3本柱として取り組んでいることから、この条例に基づき、行政・市民相互に自治を推進していく必要があります。

第1期の自治推進委員会では、市民自治がどの程度条例の理念に沿って推進されているかなどについて、第三者的立場から自治運営の全体を俯瞰的に調査審議し、それらを踏まえて、自治の推進のための提言を行いました。

市民自治を確立するためには、市民が主役で進めていくことが基本であると考えますが、市政運営への参加や協働を広げるためには、行政における取組をさらに推進する必要があります。特に、職員は、市民とともに自治を運営する者としての認識に立ち、条例の趣旨を理解、尊重することが求められることから、この提言を尊重し、それぞれの立場で提言の具現化に努めていく必要があると考えます。

【市政運営を進める 3つの柱】



(2) 推進プランの策定について

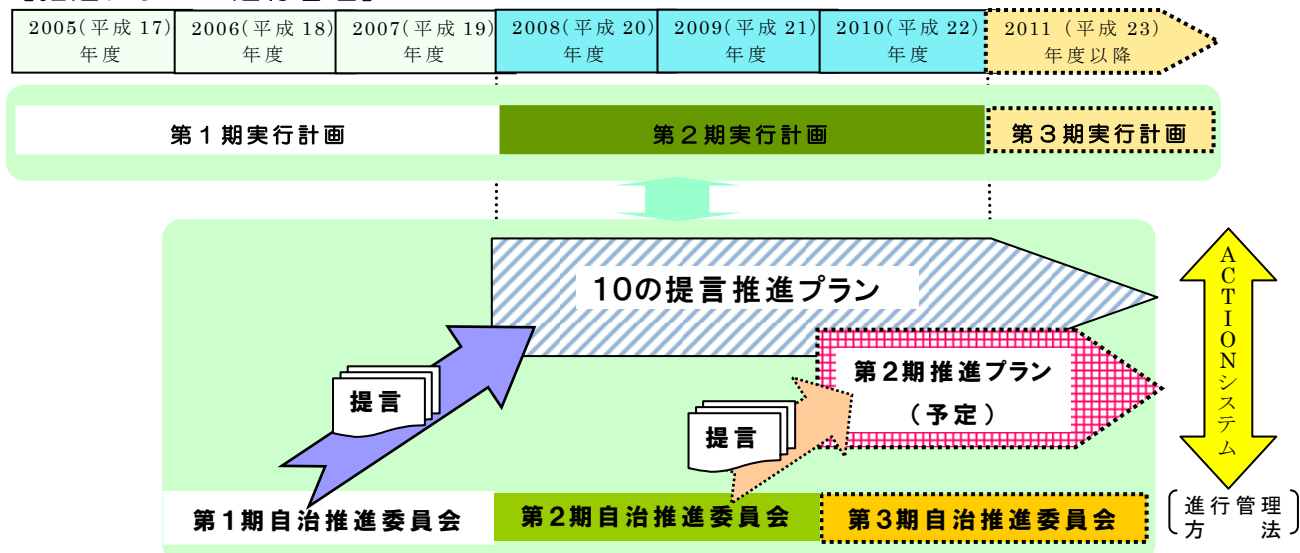
提言の具現化における取組は全庁的に行う必要があることから、推進するための計画策定に先立ち、「提言に関する取組状況調査」(2008(平成20)年6月)を実施しました。その結果、関係すると思われる部署において、提言された課題の捉え方または取組姿勢などに差異が見られました。

そのため、提言の具現化については、全庁的に課題の共有化、連携、調整を図り、計画的・継続的に取り組む必要があることから、『市民自治の推進に向けた10の提言推進プラン(以下、推進プランという。)]を策定し、着実に推進していくこととしました。

また、この取組は、各局・区の様々な事務事業に関連していることから、その進行状況の把握のために、新総合計画の第2期実行計画の進行管理のツールである「川崎再生 ACTION システム(事務事業総点検・施策評価)」を活用するなど、効率的で着実な進捗状況の把握に努め、自治拡充の取組を推進していきます。

なお、この推進プランについては、市の取組を総合的に把握し展開していく必要があることから、総合企画局自治政策部において進行管理することとします。

【推進プランの進行管理】



Ⅱ 推進プラン

総合的な自治の醸成

提言

1

自治に向き合う職員の育成

(1) 提言内容

市が自治基本条例の理念に基づき様々な施策を効果的に展開していくためには、職員一人ひとりがその理念を十分に理解し、“市民自治に向き合う職員”としての基本的な考え方やスキルを身につけることが求められていることから、座学研修に加えて、OJT（職場研修）による実践の場を活用した人材育成に取り組むことや、区役所をはじめとした市民との協働の第一線の部署に配属することなどについて提言がありました。

(2) これまでの取組

地方分権の進展による新たな地方自治の時代を迎え、今まで以上に多様で複雑・高度化する市民ニーズへの的確な対応が求められることから、職員の意識改革や政策形成能力等の向上を図るため「川崎市人材育成基本計画」を策定し、これに基づき人材育成・能力開発を推進しています。

この基本計画では、職員一人ひとりが公共サービスの責任主体となり、市民に信頼される自治体をつくることを目的に、「市民との協働の担い手となる職員」、「現場での課題発見とその解決に向き合う職員」、「組織目標の達成に取り組みながら自己実現を図る職員」の3つのめざすべき職員像を人材育成の目標として掲げ、研修所研修や自己啓発、業務を通じて能力を高めるOJTなどにより、職員の人材育成、能力開発に取り組んでいます。

また、きめ細やかな人材育成を推進するために、多様な職務に応じた能力開発・向上の具体策として「局別人材育成計画」を策定し、局内研修やOJTの充実を図っています。

(3) 今後の取組

今後、この提言を踏まえ、引き続き「人材育成基本計画」や「局別人材育成計画」に基づき、“めざすべき職員像”に向けて、行政のプロとしての職員を効果的、計画的に育成することにより、提言にある“市民自治に向き合う職員”の実現を図っていきます。

職員研修においては、様々な機会を捉え、自治基本条例の理念に基づいたテーマの研修を企画するとともに、特定非営利活動（NPO）法人への派遣研修などの体験型の研修などを実施し、市民との協働の担い手となる人材を育成していきます。

また、人材育成の観点から異なる職務分野をバランスよく経験させるような人事配置に取り組んでおり、今後もこの取組を進めていきます。

【具体的取組】

内 容 【事務事業コード】	2008(平成 20) 年度	2009(平成 21) 年度	2010(平成 22) 年度	2011(平成 23) 年度以降
<p>人材育成基本計画の取組</p> <p>あらゆる機会を活用して「めざすべき職員像」等の周知を図り、人材育成を着実に推進します。</p> <p>【81108015】</p>	<p>● 第2次川崎市人材育成基本計画の推進</p>		→	2012(平成 24)年度に改定
<p>局別人材育成計画の取組</p> <p>各局において人材育成計画に基づき、きめ細やかな人材育成を推進します。</p> <p>【各局・区で実施】</p>	<p>● 局別人材育成計画の見直し（仮称）第2次局別人材育成計画の策定</p>	<p>●（仮称）第2次局別人材育成計画に沿った取組の推進</p>	→	2012(平成 24)年度に改定
<p>研修による人材育成</p> <p>自治基本条例の理念を踏まえた多様な研修メニューの実施を通じて市民との協働の担い手としての人材の育成を図ります。</p> <p>【81109010】</p>	<p>● 市民自治のテーマを設定した階層別研修^{※1}や特別研修^{※2}の実施</p>		→	取組推進
<p>派遣研修による人材育成</p> <p>市民活動を体験するNPO 法人への派遣研修を通じて幅広い視野を持った人材の育成を図ります。</p> <p>【81109010】</p>	<p>● NPO 法人派遣研修^{※3}の実施</p>		→	取組推進
<p>実践の場を活用した人材育成</p> <p>人材育成・活用、組織の活性化及び公務効率の向上を図るため、適材適所の人事配置に取り組みます。また、人材育成の観点から異なる職務分野をバランスよく経験させるような人事配置に取り組みます。</p> <p>【81108010】</p>	<p>● 異なる職務分野をバランスよく経験させるジョブローテーションの推進</p> <p>● 専任職任用^{※4}の職務分野の拡大</p>		→	取組推進 取組推進

※1 2007（平成19）年度階層別研修メニューとして、新規採用職員研修「市民協働・自治基本条例」、若手職員研修「自治基本条例がめざすもの」、中堅職員研修「NPOと自治体行政との協働に求められるもの」、新任課長補佐研修「市民協働と自治基本条例」等を実施しました。

※2 2007（平成19）年度特別研修メニューとして、スキルアップ研修「協働力向上とファシリテーション研修」、夜間自己啓発講座「NPO活動の実際を知ろう！」を実施しました。

※3 2007（平成19）年度NPO法人派遣実績として、5団体に5人を派遣しました。

※4 市民サービスの維持・向上を目的として、特定分野に専門的知識や経験を持つ人材を育成・配置する制度で、2008（平成20）年度の定期人事異動では、「税務」、「戸籍・住民記録」、「生活保護」、「用地取得」の4つの職務分野で実施しました。

(1) 提言内容

市民自治を推進していくためには、市民が地域での活動に参加したり、日常生活で当たり前のように行われている自治の取組を考えたりするきっかけづくりを行うことなど、市民が自治を自分自身の問題として育む自治意識の醸成のための環境整備に取り組むことについて提言がありました。

(2) これまでの取組

自治基本条例の施行に伴い、啓発用のパンフレットの配布や出前講座の実施、ホームページなどによる情報発信などを行ってきました。

また、生涯学習の取組として、地域の課題解決に市民自ら取り組んでいく上で必要な学びの場を市民の企画運営で作る市民自主学級^{※₁}の実施や、区ごとに地域の特性に応じた企画を企画提案会において選定し、市民と行政の協働により実施する市民自主企画事業^{※₂}を行っています。

各局においては、市民と協働で実施するイベント等を通じて自治を体験してもらうなど自治意識を醸成していくための取組を行ってきました。

とりわけ、子どもたちの自治意識を育むことなどにより将来の自治を担う人材として期待できることなどから、学齢期の子どもたちが自治やまちづくりにかかわるきっかけとして、「まちは友だち!」、「財政読本」などの副読本等を作成し、行政や地域、まちづくりへの関心を高める取組を行っています。

(3) 今後の取組

今後、この提言を踏まえ、シニア世代や子どもをはじめ、市民が、地域での活動に参加したり、日常生活で当たり前のように行われている自治の取組を考えるきっかけとなるよう、引き続き環境づくりに取り組んでいきます。

また、将来の自治の担い手となる子どもたちに向けて、自治基本条例に関する子ども向けのホームページを作成するなど、身近な自治の学習に役立つような取組を進めていきます。

※₁ 市民自主学級の2007(平成19)年度実績として、「もっと知ろう川崎」(高津市民館)、「笑いの場をつくる講座」(麻生市民館)などがあります。

※₂ 市民自主企画事業の2007(平成19)年度実績として、「さいわいこどもチャレンジクラブ」(幸市民館)、「みやまえ JAM2008」(宮前市民館)などがあります。

【具体的取組】

内 容 【事務事業コード】	2008(平成 20) 年度	2009(平成 21) 年度	2010(平成 22) 年度	2011(平成 23) 年度以降
<p>自治基本条例の周知</p> <p>市民自治を推進するために自治基本条例の啓発に取り組みます。</p> <p>【71101000】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治基本条例パンフレットの配布 ● 出前講座の実施 ● 区民会議に関する市民アンケートの実施 ● 市民自治創造・かわさきフォーラムの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治基本条例パンフレットの改訂及び配布 ● 市民自治に関する市民アンケートの実施 ● (仮)自治推進フォーラムの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治基本条例パンフレットの配布 	<p>取組推進</p> <p>→</p> <p>取組推進</p> <p>→</p> <p>取組推進</p>
<p>自治の取組を考えるきっかけづくり</p> <p>市民が自治の取組を考えるきっかけづくりとなるような様々な取組を進めます。</p> <p>【各局・区で実施】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民との協働による各種イベント等^{※1}の開催 ● 市民活動を推進するための研修^{※2}や講座の実施 			<p>→</p> <p>取組推進</p> <p>→</p> <p>取組推進</p>
<p>子どもの自治意識を育む環境整備</p> <p>将来の自治の担い手となる子どもたちに向けて身近な自治の学習に役立つ取組を進めます。</p> <p>【71101000】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 副読本等^{※3}への掲載を検討 ● 子ども向けホームページの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ● 副読本等を活用した学習支援 ● 「WEB 自治基本条例」キッズページ開設 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「WEB 自治基本条例」キッズページの運営 	<p>→</p> <p>取組推進</p> <p>取組推進</p>

※1 市民と協働で行ったイベント等の例として、「かわさき多摩川博(NPO 法人多摩川エコミュージアム)」、「中原市民館の市民自主企画事業『おと絵がたり』(おと絵がたりの会)」、「生田緑地観察会(NPO 法人かわさき自然調査団)」などがあります。※2007(平成19)年度版 協働型事業の事例集より

※2 市民活動を推進する人材育成のための研修は、2007(平成19)年度実績として、(財)かわさき市民活動センターが実施した「ボランティア入門講座」、「市民記者養成講座」等や行政で実施した「保育ボランティア講座」等の各種ボランティア講座などがあります。

※3 「まちは友だち!」(まちづくり局)、「財政読本」(財政局)などがあります。

協働のまちづくり

提言 3

協働実践の共有

(1) 提言内容

協働型事業^{※1}の実践などを通して、協働の形を具体的に示していくとともに、協働型事業の情報やイメージの共有を図り、市と市民との間において、着実に共通認識を深めていくことについて提言がありました。

(2) これまでの取組

2008（平成20）年2月に「協働型事業のルール」を策定し、職員、市民（市民活動団体等）を対象に、「協働型事業のルール」に関する説明会を開催するなどして、「協働」に対する共通理解を深めています。

また、市で実施している協働型事業の情報を集約し、2007（平成19）年度版の協働型事業一覧と事例集を作成し、冊子・ホームページで公表することにより、職員だけでなく、市民に対しても情報の共有化を図っています。

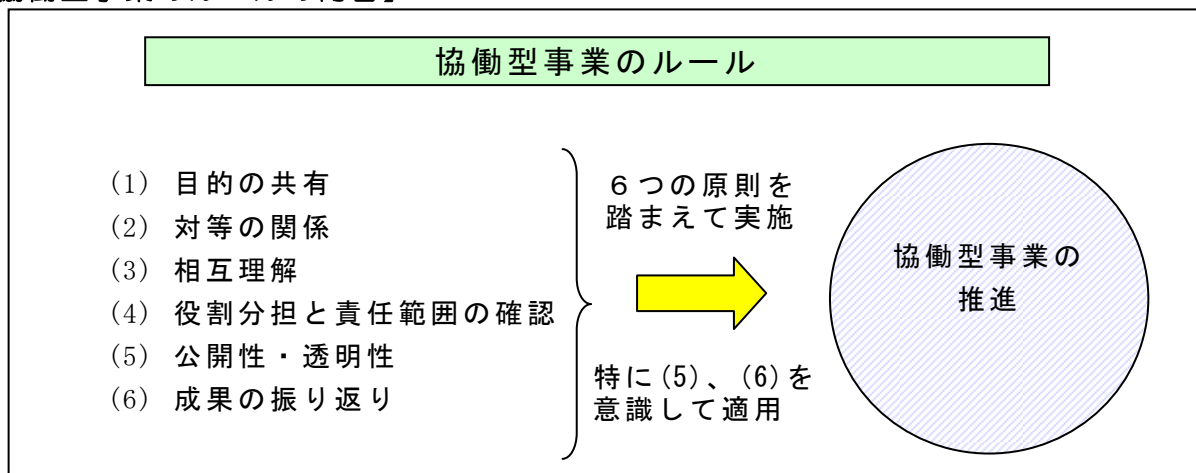
さらに、各局・区においても、市民との協働型事業の実践を通して、お互いに協働への認識を深めています。

(3) これからの取組

今後、この提言を踏まえ、協働型事業の情報を収集し、一覧の更新・充実を図るとともに、周知する機会を設けて、さらに協働型事業に関する情報の共有を進めていきます。

また、各局・区で市民と協働で事業を行っているものについては、「協働型事業のルール」に沿った形で事業実施するものを増やし、実践の場を通して、市民、行政相互に共通認識を深めていきます。

【協働型事業のルールの内容】



^{※1} 市民活動団体と行政が協働で行う公益的な事業のことで、行政のみで実施するよりも市民活動団体が加わることでより一層の価値を生み出す場合、または市民活動団体が実施する事業に行政が加わり公的資源（場、資金、人材等）を投入することでさらに価値を生み出す場合に実施します。

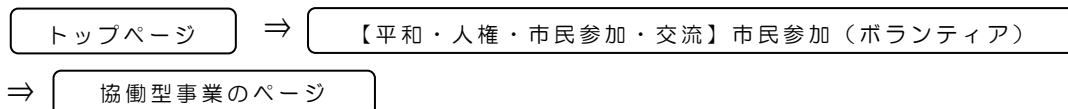
【具体的取組】

内 容 【事務事業コード】	2008(平成 20) 年度	2009(平成 21) 年度	2010(平成 22) 年度	2011(平成 23) 年度以降
協働型事業の公表 協働型事業の情報を集約し、一覧と事例集を作成し、冊子、ホームページで公表することにより、市民と職員の情報の共有化を図ります。 【71203010】	● 協働型事業の一覧と事例集の充実・更新			取組推進
協働型事業の周知 「協働型事業のルール」を周知するため、市民、職員を対象に説明会を開催することにより、協働型事業に対する共通認識を深めます。 【71203010】	● 市民対象の説明会の開催 ● 職員対象の説明会の開催			取組推進 取組推進
協働型事業の実施 各局・区において、「協働型事業のルール」に沿った事業の実践を通じて、市民、職員相互に協働に対する共通理解を深めます。 【各局・区で実施】	● 「協働型事業のルール」に即した事業の拡充			取組推進

【協働型事業の事例（「2007（平成19）年度川崎市協働型事業一覧」から抜粋）】

事業名	事業内容	事業局
子ども記者事業	小学6年生～中学3年生までの子どもを対象として、子ども記者養成講座を実施し、ホームページの「こどもページ」上に子どもが作成した「かわさきキッズタイムズ」を掲載する。	市民・こども局
かわさき多摩川博	多摩川の多面的な魅力を紹介する取組として、年間を通じてシンポジウムや参加型イベントなどを開催し、情報発信する。	環境局
磨けば光る多摩事業	区における地域課題の解決や、安全で安心・潤いのある暮らしの実現に向けて、区民が自主的、主体的に実施する公益性の高い活動提案を募集し、選定されたものを提案者へ委託する。	多摩区

※ 各局・区で実施している協働型事業については、川崎市インターネットホームページ参照



(1) 提言内容

自治基本条例第32条の規定に基づき、協働型事業のルールや区における協働型等の事業提案制度を円滑に運用するとともに、協働に関する相談や事業調整の仕組みを構築・運用すること、地域における市民協働拠点としての区役所機能の充実について提言がありました。

(2) これまでの取組

2008（平成20）年2月に「協働型事業のルール」を策定し、市民と職員を対象に説明会を開催するなどして、ルールの周知と適正運用に取り組んでいます。

また、2008（平成20）年7月には、市民、行政双方から協働に関する相談を一元的に受け付ける「協働推進窓口」^{*}を市民・こども局市民協働推進課に設置しました。

各区においては、市民から提案を受け、協働で事業を実施する提案制度を実施（川崎区は2008（平成20）年度中に実施予定）しています。また、各区では、市民協働拠点をめざし、市民活動支援事業の一環として市民活動支援コーナーを設置しています。

一方、大規模な住居系開発に伴う住民の大量転入やライフスタイルの多様化により、地縁意識の希薄化が進み、解決困難な地域課題が顕在化する中、町内会・自治会、市民活動団体等が緩やかに連携して、地域の課題を解決する都市型のコミュニティづくりを進めるため、「都市型コミュニティ検討委員会」を発足し、コミュニティ施策のあり方や推進策の検討を進めています。

(3) これからの取組

今後、この提言を踏まえ、「協働型事業のルール」を広く周知していくとともに、「協働型事業のルール」に基づき、協働型事業の推進が適切に図られているか、また、協働型事業のルールが協働型事業を推進する上で適切であるか等について、「第4期市民活動推進委員会」の中で検証を行っていきます。

「協働推進窓口」については、協働型事業のノウハウを蓄積し、相談への対応、行政、市民間の調整などを図っていきます。

また、各区の取組として、協働型等の提案制度については、運営上の課題を整理しつつ、制度の見直しを図りながら実施するとともに、市民活動支援コーナーについては、市民、利用団体の意見に適切に対応し、設備及び運営手法の充実を図っていきます。

一方、都市型のコミュニティづくりについては、「都市型コミュニティ検討委員会」においてコミュニティ施策のあり方や推進策などを検討し、基本的方針を取りまとめます。

^{*} 協働型事業の円滑な推進のため、協働推進窓口では以下のような業務を行います。

- ・市民活動団体及び事業担当部署からの協働型事業に関する相談への対応
- ・市民活動団体から行政に提案された企画に関する対応・調整
- ・協働に関する考え方・手法等の市民及び行政職員への啓発・周知
- ・協働型事業の推進のための行政関係課との調整

【具体的取組】

内 容 【事務事業コード】	2008(平成 20) 年度	2009(平成 21) 年度	2010(平成 22) 年度	2011(平成 23) 年度以降
協働型事業のルール の適正運用 「協働型事業のル ール」を周知するこ とを通じてルールの適 切な運用を図ります。 【71203010】	●ルールの運用 ●要綱の制定・運 用	●要綱の運用	→	取組推進 取組推進
協働推進窓口の運営 協働推進窓口を開 設することにより、協 働に関する相談や事 業調整を図ります。 【71203010】	●相談窓口の設 置・運営	●相談窓口の運 営	→	取組推進
第4期市民活動推進委 員会での検証 協働型事業の推進に ついて、市民活動推進 委員会において、検証 を行います。 【71203010】	●第4期市民活 動推進委員会で 検証	→	●検証を踏まえ た取組推進	取組推進
区における提案制度の 実施 区における協働型等 の提案制度の円滑な 運用と実施結果を適 切に検証すること により、地域課題の解決 に結びつけていきま す。 【各区で実施】	●区における提 案制度の実施	→	→	取組推進
各区市民活動支援コー ナーの充実 区役所が地域におけ る市民協働拠点とな るよう、市民活動支援 施策の一環として市 民活動コーナーの充 実を図ります。 【各区で実施】	●市民活動支援 コーナーの充実	→	→	取組推進
都市型コミュニティ施 策の推進 町内会・自治会、市民 活動団体等が緩やか に連携して、地域の課 題を解決する都市型 のコミュニティづく りを推進します。 【71201510】	●「都市型コミュ ニティ検討委員 会」を発足、中間 報告	●中間報告を踏 まえた検証・最終 報告	●最終報告に基 づくガイドライ ンの作成	取組推進

政策形成過程の情報共有の推進

(1) 提言内容

自治基本条例第6条において、市民の権利として、『市政に関する情報を知ること』や『政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること』を保障することが規定されています。

この規定を踏まえ、政策の形成、執行及び評価の各過程における市民参加を推進していくため、早期の段階の情報提供を行うことのリスクを考慮した上で政策形成過程における情報についても積極的に提供していくことについて提言がありました。

(2) これまでの取組

これまで、市は、情報公開制度等を中心とした情報提供や、市政だより、ホームページなどの広報媒体、マスメディアを活用した情報発信、総合コンタクトセンター^{※1}等を活用した情報提供により、市民との情報共有を図ってきました。

ホームページでは、例規集や要綱集をはじめ、契約情報、財政情報といった各種施策情報等について積極的な情報提供を推進してきましたが、特に、要綱・要領等については、政令指定都市で初めて一覧形式で公表しており、行政運営の透明性の向上に努めてきました。

このように情報共有のための取組は積極的に行っていますが、さらに、市民の政策の形成過程における参加を推進していくという観点から、従来から行われている住民説明会やタウンミーティングなどの手法に加え、パブリックコメント手続制度^{※2}を運用しています。当該制度では、意見募集の際に市民が意見を出しやすいように関連資料や情報を提供することが義務付けられており、政策形成過程の情報共有として、行政が責任を持って迅速に情報提供をする仕組みの1つとして実施しています。

(3) これからの取組

今後、この提言を踏まえ、政策形成過程の情報提供については、個々の情報の内容を考慮し、市民への情報提供の時期、提供方法の選択、分かりやすい情報の提供など、効果的な情報提供を推進していきます。

パブリックコメント手続については、制度周知や意見募集の広報の充実を図るとともに庁内検討会を開催し、運用について検討を進めます。

また、タウンミーティングや住民説明会など様々な機会を活用して政策形成過程における市民への適切な情報提供を行っていきます。

^{※1} 川崎市総合コンタクトセンター（愛称：サンキューコールかわさき）は市民等からの電話、電子メール、FAX及び手紙による市政に関する問い合わせ、提案、要望、苦情、相談、予約申込み等を一元的に対応する窓口をいい、2006（平成18）年4月から設置されています。

^{※2} 政策等の策定過程への市民参加を推進すること等を目的として、市民の生活にとって重要な政策等を定める際に、政策等の案や関連資料をあらかじめ公表して、市民の意見を募り、提出された意見を考慮して政策等を定める制度のことで、自治基本条例第30条に基づき、2007（平成19）年4月1日にパブリックコメント手続条例が施行されました。

【具体的取組】

内 容 【事務事業コード】	2008（平成 20） 年度	2009（平成 21） 年度	2010（平成 22） 年度	2011（平成 23） 年度以降
<p>政策形成過程における 情報提供の充実</p> <p>様々な機会を活用して 市民の政策形成過程へ の参加を推進します。</p> <p>【各局・区で実施】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 政策的に重要な事項について適宜タウンミーティングを開催 ● 住民生活に影響を及ぼす事業について適宜住民説明会を開催 ● 市政だより特別号や区版特別号等を活用した情報提供 			<p>取組推進</p> <p>取組推進</p> <p>取組推進</p>
<p>パブリックコメント手 続制度の周知</p> <p>庁内外に対してパブリ ックコメント手続制 度の周知を図ります。</p> <p>【73201500】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員研修等における職員への制度周知 ● 市政だより等による制度周知 			<p>取組推進</p> <p>取組推進</p>
<p>パブリックコメント手 続制度による意見募集</p> <p>市民からの意見が出 やすいように、環境整備 を図るとともに意見募 集の広報の充実を図 ります。</p> <p>【73201500】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 運用について庁内検討会の実施及び検討結果の手引きへの反映 ● 意見募集について市のホームページへの掲載並びに情報プラザ等への意見募集資料の備え置き ● 多様な媒体による意見募集の広報 			<p>取組推進</p> <p>取組推進</p> <p>取組推進</p>

(1) 提言内容

行政情報の発信手法として、「市政だより」は、広く市民に認知されていますが、そのほかに、インターネットを活用するホームページやメールマガジンなども情報量や迅速性などにおいて紙媒体を補完し、様々な市民に確実に情報を届ける媒体として活用されています。

今後は、このような市民全体を対象とした広報と併せ、情報を届けたい相手側の特性を踏まえた上で、様々な広報媒体を効果的に活用した情報発信の手法等を構築していくことについて提言がありました。

(2) これまでの取組

市政だよりを中心にホームページ、メールマガジン、テレビやラジオなど多様な媒体を活用した広報と併せ、民間のポータルサイトと提携した地域ポータルサイト^{※1}による情報発信により、民間の情報と行政の情報が一緒に閲覧できるなど市民が効率よく情報収集できるよう利便性を図ってきました。

また、記者会見や新聞社への記事掲載依頼、個別の取材対応による市政情報の提供、ホームページによる報道発表資料の公表など、マスコミを活用した効果的な情報発信に努めています。

(3) これからの取組

今後、この提言を踏まえ、各種広報媒体の特性を生かし、必要な人に必要な情報が届くようターゲットに合わせた発信方法として、市政だより、テレビ、ラジオのほか、民間の情報誌、フリーペーパー、フリーマガジンなどを活用し、特定の読者層に向けて発信するような戦略的な情報発信を進めていくとともに、情報を届けたい人が日ごろどのような媒体を利用しているのかを考慮し、媒体を複合的に活用した効果的な情報発信に努めていきます。

また、ホームページについては、内容の充実とあわせ、出産、教育、健康などの必要な情報を容易に入手できるよう利便性を高めるとともに、高齢者、外国人など様々な方の利用を含めた改善を行っていきます。

^{※1} 民間事業者と協定を結んで立ち上げた宮前区の地域ポータルサイト「みやまえぼーたろう」や、民間4社のポータルサイトと提携した全市版の地域ポータルサイトがあります。

【具体的取組】

内 容 【事務事業コード】	2008（平成 20） 年度	2009（平成 21） 年度	2010（平成 22） 年度	2011（平成 23） 年度以降
ターゲットを見据えた複合的な情報発信 効果的な情報提供が可能となるよう、各媒体の特性を活かした情報発信を行います。 【73101020】	● 市政だより、ホームページ、モバイルかわさき等の広報媒体に加え、日刊紙、情報誌、フリーペーパー等を活用した市政情報の提供			取組推進
インターネットサイト等の活用 必要な人に必要な情報を提供するために、市ホームページ等の掲載内容の充実を図ります。 【各局・区で実施】	● ホームページやメールマガジン等による情報発信の充実			取組推進
戦略的な広報スキルの向上 戦略的な情報発信のために職員を対象に研修等を実施します。 【61501010】	● PRセミナー等の実施			取組推進

【各区における広報の取組】

	現状	これからの取組
川崎区	出産、育児、教育に特化した情報を集約した、「こども支援総合ページ」、6カ国語に対応した「外国人市民のページ」など、ターゲットを絞ったホームページを開設	ターゲットを見据えた情報発信を強化するため、ホームページの掲載内容充実を検討
幸区	区内の主要な子ども関連施設において、紙媒体で「お散歩に行こうね」を配布するとともに、子どもに関する情報について、区ホームページに「幸区こども・子育て情報」や「さいわいこどもページ」を開設し、情報発信	子どもの情報について、携帯サイトでの情報発信を検討
中原区	子どもに関連する情報について、子育て情報ガイドブックを作成し、出生届時に保護者に配布 「子ども情報なかはら」、「なかはら子ネット通信」の発行、子ども情報ホームページによる情報発信	ホームページにおいて区内の学校情報の充実を図ることを検討
高津区	登録者へのメールマガジンの送信、JR 武蔵溝ノ口駅前における、LEDメディアステーションによる情報発信	新たな情報発信の媒体の検討
宮前区	区ホームページと区地域ポータルサイト「みやまえぼーたろー」とのシステム連携による効果的、効率的な官民情報の発信 市政だよりと区地域ポータルサイトとの連携による効果的な情報発信	町内会・自治会への回覧物の効率的な配布
多摩区	子育てを支援するため、「多摩区子育て BOOK」を母子手帳交付者などに配布、イベントカレンダーを盛り込んだ「多摩区子育て WEB」を開設し、情報発信	様々なターゲット、コンテンツを見据えた情報の発信
麻生区	登録者へのメールマガジンの送信、子ども用麻生区ホームページ「きっずページ」、外国人をターゲットにした「やさしい日本語」による情報発信 庁内プロジェクトチームによる広報力強化	ホームページにおいて、庁舎案内情報の充実に向けた方策を検討

(1) 提言内容

市政に関する情報は膨大かつ様々な分野に渡っており、まずは市民にとって分りやすく体系的に整理されている必要があります。

市民が必要とする情報はいつでもどこでも受け取れるような環境整備を図ることが求められており、市のホームページを活用して体系的な整理をして提供するとともに、行政情報以外にも可能な限り、市民が必要とする情報まで案内する「情報コンシェルジュ（案内人）」のような機能を総合コンタクトセンター等に持たせることについて提言がありました。

(2) これまでの取組

市では情報提供の総合窓口として、ホームページと総合コンタクトセンターの整備を行ってきました。

ホームページでは、入口を市民向け、事業者向け、市外からの来訪者向けに分け、内容を分野別、組織別などに分類し、異なる切り口からでも情報を探ることができるよう、体系的に情報を整理するとともにキーワードによる検索も可能としています。さらに、FAQ（よくある質問と回答）をホームページで掲載し、一般的な問い合わせについては、利用者が自己解決できるようにしています。

また、総合コンタクトセンターでは、イベントや施設利用に関する情報の提供、市の制度や手続等に関する問い合わせへの回答、市政への意見の受付などを一元化することによるワンストップサービスの実現と、市民の利便性と満足度の向上を図るため、2006（平成18）年4月から、電話、FAX、電子メール等に、午前8時から午後9時まで、年中無休で対応しています。

(3) これからの取組

今後、この提言を踏まえ、ホームページにおいては、見やすく分かりやすいページづくりを進めるとともに、市民が知りたい情報へ迅速にたどりつけるよう検索機能の向上を図っていく必要がありますが、精度の高い検索表示をさせるためには検索システムの改修が必要となるため、その内容や取組について、今後検討していきます。

また、総合コンタクトセンターにおいては、情報提供の総合窓口の一元化の取組として、本庁舎代表電話と各区役所の総合案内電話を順次総合コンタクトセンターに統合していきます。

さらに、当該センターにおいて、「情報コンシェルジュ（案内人）」としての機能を果たせるよう、FAQ、応対マニュアル等の充実を図り市民への回答の品質を向上させるとともに、行政情報以外も含め、市民が必要とする情報にたどり着くための手助けができるように可能な限り案内を行います。

総合コンタクトセンターの利用頻度は、年々増加の傾向にありますが、引き続き市民への周知を図るとともに、市外からの転入者への当該制度周知にも努めていきます。

【具体的取組】

内 容 【事務事業コード】	2008（平成 20） 年度	2009（平成 21） 年度	2010（平成 22） 年度	2011（平成 23） 年度以降
<p>ホームページにおける機能充実</p> <p>大量の情報の中から、目的の情報を探しやすいようにホームページの閲覧性の向上を図ります。</p> <p>【73101020】 【96100070】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 検索機能の向上について、庁内関係者で検討 ● 分かりやすいホームページの作成 ● 区ホームページの運営 			<p>ホームページの変更検討</p> <p>取組推進</p> <p>取組推進</p>
<p>総合コンタクトセンターの機能充実</p> <p>情報のワンストップサービス（窓口の一元化）の実現化を図るため、総合コンタクトセンター（サンキューコールかわさき）の整備を推進します。</p> <p>【73201010】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 各区役所の総合案内電話の順次統合（幸区、麻生区は平成20年度実施） ● FAQ、対応マニュアルの整備 ● 総合コンタクトセンターのPR 			<p>取組推進</p> <p>取組推進</p> <p>取組推進</p>
<p>情報コンシェルジュの機能を果たす仕組みの構築</p> <p>多摩区区民会議の提言を踏まえ、市民活動団体の情報を発信することにより、市民活動団体のネットワークを形成し、情報コンシェルジュとしての機能を果たすことを図ります。</p> <p>【多摩区】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民活動団体の情報パンフレットの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民活動団体の情報ホームページの仕様検討 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民活動団体の情報ホームページの開設 	<ul style="list-style-type: none"> ● ホームページの運営等による情報コンシェルジュ機能の推進

区民会議

提言 8

区民会議の情報発信の推進

(1) 提言内容

区民会議[※]に関する取組などについてのフォーラムの開催や情報紙の発行に加え、あらゆる機会を捉えて、多様な広報媒体を活用して継続的に広報することにより、多くの区民と区民会議に関する情報の共有を進めることについて提言がありました。

(2) これまでの取組

各区の区民会議における情報発信としては、会議開催や審議結果について、市政だよりやホームページにおいて情報を提供してきました。区によっては、独自の情報紙を発行しているところもあります（24ページ参照）。その他にも、様々な機会を捉えて、広報媒体等を利用して、情報提供の工夫を施しています。

各区とも、第1期の区民会議を総括する形で、フォーラム若しくは報告会の形式で区民会議の活動状況を広く区民に報告し、区民との意見交換を行いました。

また、市民3,000人を対象に実施する「かわさき市民アンケート」において、区民会議への認知度などを調査しました。

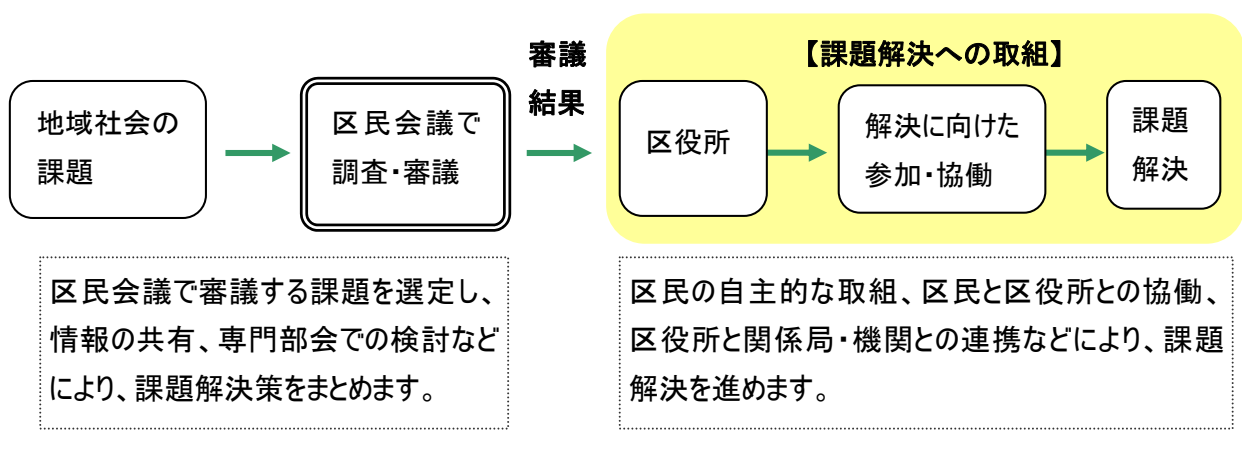
(3) これからの取組

今後、この提言を踏まえ、あらゆる機会を捉えて、多様な広報媒体や独自の情報紙の発行などにより、区民会議に関する広報の充実に取り組んでいきます。

また、区によっては、団体推薦の委員に依頼して出身母体を活用した周知を図ったり、あるいは多様な場所で会議を開催するなどして、区の地域特性に合った手法で区民会議の認知度の向上と審議内容、取組状況の広報に努めていきます。

【区民会議の機能】

● 区民会議を通じた課題解決までの流れ



[※] 自治基本条例第22条の規定に基づき、区民の参加と協働による区における地域社会の課題の解決を図るための調査審議を行うため、各区に設置されています。2005（平成17）年度に試行的に実施し、2006（平成18）年4月1日に区民会議条例が施行され、同年から本格実施しました。

【具体的取組】

内 容 【事務事業コード】	2008（平成 20） 年度	2009（平成 21） 年度	2010（平成 22） 年度	2011（平成 23） 年度以降
取組・審議結果の広報等 市政だより、ホームページ等を活用し、区民会議の取組や審議結果を広報することを通して、区民との情報共有を図ります。 【72401511～7】	● 広報の拡充による取組の周知と区民との情報共有の推進 ● 区民会議に関する市民アンケートの実施 【再掲】			取組推進
フォーラム、報告会の開催 各区において、フォーラム、報告会等を開催することにより、区民会議の取組について、区民との意見交換、連携の場を創出します。 【72401511～7】	●フォーラム、報告会の開催			取組推進

【各区における情報発信の取組】

	現状	今後の取組
川崎区	市政だより区版、区ホームページ 区民会議だより、区民会議集会	区民会議集会を区内各所で開催
幸区	市政だより区版、区ホームページ 区民会議だより、フォーラム、広報掲示板	広報の充実
中原区	市政だより区版、区ホームページ 区民会議だより、市民報告会	広報の充実
高津区	市政だより区版、区ホームページ フォーラム	区民会議ニュースの発行 積極的な報道対応による情報発信
宮前区	市政だより区版、区ホームページ 区民会議だより、フォーラム	多様な場所での開催、区民の声を聞く場の設定
多摩区	市政だより区版、区ホームページ フォーラム	広報の充実
麻生区	市政だより区版、区ホームページ 区民会議ニュース、フォーラム、地域メディア	広報の充実

区民会議と関係団体との連携の推進

(1) 提言内容

地域の課題を解決していくためには、区民会議委員の出身母体である、様々な団体が連携して解決に当たれるよう、事務局がコーディネート機能を果たしていくことについて提言がありました。

(2) これまでの取組

区民会議で話し合われた審議結果については、その実践に向けて、事務局（区役所）が委員の出身母体の団体等と調整し、役割分担などを協議しながら、地域課題の解決に取り組んでいます。また、出身母体の団体や委員個人が有しているネットワークを活用して、その活動に広がりを持たせる工夫を施しています。

しかし、課題に直接関係のある団体と事務局との調整によって、実践活動が行われていることが多いので、今後は、より多様な団体との連携を図り、多くの区民がかかわることができるよう、事務局がコーディネート機能を発揮する必要があります。

(3) これからの取組

今後、この提言を踏まえ、区民会議全体、地域全体で課題を共有し、一体的に取り組めるよう、事務局のコーディネート機能の強化に努めていきます。

すでに取組が行われているもので、継続的な活動が必要なものについては、団体同士のネットワークを生かし、その活動の活性化を図るとともに、市民が主体性をもって取り組めるようサポートしていきます。

<区民会議委員の構成>

(1) 公募委員

(2) 団体推薦

- ①防災又は地域交通環境の向上など安全で快適な暮らしを支える分野
- ②福祉の推進、健康の増進など幸せな暮らしを支える分野
- ③子育て、教育など、人を育て心をはぐくむ分野
- ④緑の保全、ごみの抑制など自然環境又は生活環境を向上させる分野
- ⑤産業の振興、都市拠点の形成などまちの活力を高める分野
- ⑥文化又は観光の振興などまちの魅力を発信する分野
- ⑦地域住民組織活動、まちづくり活動など市民自治を推進する分野
- ⑧①～⑦のほか、各区の特性に応じた課題に関する分野

(3) 区長推薦

【具体的取組】

内 容 【事務事業コード】	2008（平成 20） 年度	2009（平成 21） 年度	2010（平成 22） 年度	2011（平成 23） 年度以降
地域課題解決のための 事務局のコーディネート 区民会議の審議結果を反映し、地域課題を解決するために、事務局が委員の出身母体の団体等と調整を図り、協働による実践活動につなげます。 【72401511～7】	●事務局のコーディネート機能の強化			取組推進

【各区における事務局の取組】

	第 1 期の取組	今後の取組
川崎区	区民会議の提案に基づき、事務局が関係団体と調整し、協働により実践活動を実施した。	事務局が関係団体と調整を図り、引き続き、地域における実践活動を行いながら、活動の拡充・推進を図っていく。
幸区	事務局が調整を図り、団体のネットワーク化に取り組むとともに、団体の活動内容について、情報共有した。	事務局において、取組モデルを広報するとともに、インターネットを活用した情報提供を図っていく。
中原区	事務局が委員の出身母体や地域の関係団体との調整を行い、課題解決に向けた実践活動につなげた。	委員間の情報共有と効率的議論を行うよう調整を図り、効果的に課題解決できるよう支援していく。
高津区	委員の経験、ネットワークを活用できるよう、事務局が調整しながら、現地調査、状況報告による情報共有を図った。	委員間の情報共有化を図り、効果的、継続的に地域課題を解決できるようネットワークの活用を促進する。
宮前区	事務局が地域と委員のつなぎ役となり、委員を講師として地域へ派遣したり、委員のネットワークを通じた人材を発掘したりした。	事務局が積極的にコーディネート機能を果たしていくとともに、団体の総会や会合において、情報提供していく。
多摩区	事務局が関係団体と調整を図り、地域課題の解決に向けて、区と関係団体との協働によりモデル事業を実施した。	専門部会等で関係団体との連携について、検討していく。
麻生区	事務局が団体推薦委員に個別に依頼し、実践活動へとつなげた。	なるべく多くの団体を巻き込む取組や区民会議と地域をつなぐコーディネート機能の強化手法について検討していく。

(1) 提言内容

各区の区民会議委員が互いに課題解決の成功例を持ち寄るなど、情報交換を行い、学び合うことにより、相互の連携を図り、それぞれの取組を発展させるため、各区区民会議の交流の場を設定することについて提言がありました。

(2) これまでの取組

第1期区民会議の委員同士の交流としては、2008（平成20）年3月1日の「市民自治創造・かわさきフォーラム」の中で、「区民会議フォーラム」を開催しました。フォーラムでは、各区の区民会議委員が、第1期2年間の区民会議の運営を振り返り、各区の特徴や運営上の課題などに関する報告と、来場者との意見交換を行いました。

また、区民会議を担当する職員が集まり、区民会議の運営上の課題等について情報交換を行い、課題の共有化や運営の改善を図りました。

各区においても、区民に対して、区民会議の取組、審議結果を報告するフォーラムや報告会を開催することにより、区民との交流の場を設けています。

(3) これからの取組

2008（平成20）年5月から8月にかけて順次、各区で第2期区民会議が開始されたことから、各区と連携し、第2期の進捗状況を踏まえながら、区民会議委員同士の交流を、継続的に実施していきます。

また、区民会議を担当する職員による情報交換を継続して行い、課題の共有化や運営の改善を図っていきます。



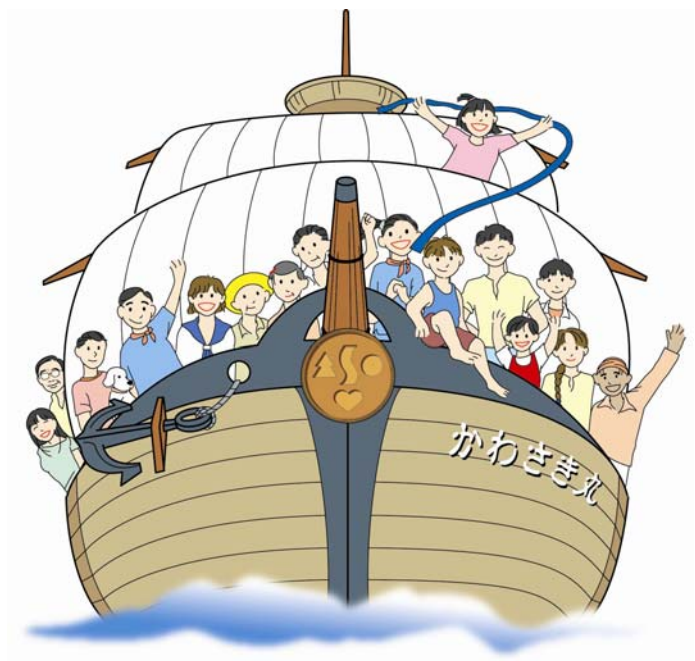
区民会議フォーラムの様子
(2008（平成20）年3月1日開催)

【具体的取組】

内 容 【事務事業コード】	2008（平成 20） 年度	2009（平成 21） 年度	2010（平成 22） 年度	2011（平成 23） 年度以降
区民会議委員同士の交流の場の設定 各区の区民会議委員が参加する交流会を開催することにより、委員同士の情報交換を図り、区民会議の発展につなげます。 【72401510】	● 7 区の区民会議委員が参加する交流会の開催		→	取組推進
区民会議を担当する職員の情報交換 区民会議を担当する職員が区民会議に関する情報交換を行い、課題の共有化や運営の改善を図ります。 【72401511～7】	● 区民会議担当職員の情報交換		→	取組推進
フォーラム、報告会の開催【再掲】 各区において、フォーラム、報告会等を開催することにより、区民会議の取組について、区民との意見交換、連携の場を創出します。 【72401511～7】	● フォーラム、報告会の開催		→	取組推進

【各区のフォーラム・報告会実施状況】

	名称	開催日	場所	内容
全市	区民会議フォーラム	20.3.1	土橋小学校	各区委員による第 1 期区民会議の説明、会場との意見交換
川崎区	川崎区区民会議集会	19.12.15	田島支所	区民会議の役割と経過、パネルディスカッション
		20.3.15	大師支所	区民会議制度とこれまでの経過、意見交換
幸区	さいわい区民フォーラム	20.3.15	幸市民館	提言と課題解決に向けた取組 パネルディスカッション
中原区	中原区区民会議市民報告会	20.5.24	中原区役所	区民会議報告 課題別意見交換交流会、全体意見交換会
高津区	たかつ区民会議フォーラム	20.5.23	高津区役所	総括報告 審議内容の取組事例報告、意見交換
宮前区	宮前区区民会議フォーラム	19.3.21	宮前区役所	制度・提案説明、状況報告、意見交換
		20.3.22	宮前区役所	2007（平成 19）年度の活動、第 1 期の総括、防災講演会
多摩区	多摩区区民会議フォーラム	20.6.28	多摩区役所	区民会議とは 区民会議における調査審議結果、自由討議
麻生区	麻生区区民会議区民フォーラム	20.2.23	麻生区役所	区民会議経過報告 地域での取組事例報告、意見交換



資 料

川崎市自治基本条例

平成16年12月22日
川崎市条例第60号

前文

第1章 総則（第1条～第5条）

第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等

第1節 市民（第6条～第9条）

第2節 議会（第10条～第12条）

第3節 市長等

第1款 市長等（第13条・第14条）

第2款 行政運営等（第15条～第18条）

第3款 区（第19条～第22条）

第3章 自治運営の基本原則に基づく制度等

第1節 情報共有による自治運営（第23条～第27条）

第2節 参加及び協働による自治運営（第28条～第32条）

第3節 自治運営の制度等の在り方についての調査審議（第33条）

第4章 国や他の自治体との関係（第34条）

附則

私たちのまち川崎市は、多摩川や多摩丘陵の自然に恵まれ、我が国産業を支える拠点を擁した多様な顔を持つ都市として、公害や急速な都市化の進行への対応など、高度成長期の大都市が抱えた課題の克服に、全市民の英知を結集しながらその歩を進めてきました。

今、成長と拡大を基調としてきた社会の仕組みや制度の再構築が求められ、少子高齢社会への対応や地球環境への配慮が求められる中で、改めて暮らしやすい地域社会とは何か、自治とは何か、市民と自治体の関係や自治体と国の関係はどうあるべきかが問われています。

私たち市民は、私たち自身が、このような地域社会の抱える課題を解決する主体であることを改めて確認するとともに、信託した市政が、私たちの意思を反映して行われるよう、その運営に主体的に参加し、また、国や神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に立って、自律的運営を図り、自治体としての自立を確保する必要があります。

こうした市民自治の基本理念を確認し、情報共有、参加及び協働を自治運営の基本原則として、行政運営、区の在り方、自治に関する制度等の基本を定め、市民自治を確立するため、ここに川崎市自治基本条例を制定します。

そして、私たち市民は、人類共通の願いである恒久平和と持続可能な社会が広く世界に築かれることを希求し、川崎市民としての誇りを持ち、一人ひとりの人権が尊重される「活力とうるおいのある市民都市・川崎」の創造を目指します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における自治の基本理念と自治運営の基本原則を確認し、自治運営を担う主体である市民、議会及び市長その他の執行機関（以下「市長等」といいます。）の役割、責務等を明らかにするとともに、行政運営、区の在り方、自治運営の基本原則に基づく制度等本市の自治の基本を定めることにより、市民自治を確立することを目的とします。

（位置付け等）

第2条 この条例は、本市の自治の基本を定める最高規範であり、市は、自治運営に関する他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図ります。

2 市民及び議員、市長その他の市の公務員は、この条例に定められたそれぞれの役割、責務等に従い、本市の自治運営を担っていきます。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1) 市民 本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ人又は

- 本市の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。
- (2) 参加 市民が、暮らしやすい地域社会をつくるために、市政に主体的にかかわり、行動することをいいます。
 - (3) 協働 市民及び市が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することをいいます。

(基本理念)

第4条 市民及び市は、次に掲げることを基本理念として市民自治の確立を目指します。

- (1) 市民は、地域社会の課題を自ら解決していくことを基本として、その総意によって市を設立し、地域社会における自治の一部を信託していること。
- (2) 市民は、その信託に基づく市政に自ら主体的にかかわることにより、個人の尊厳と自由が尊重され、市民の福祉が実現される地域社会の創造を目指すこと。
- (3) 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること。

(自治運営の基本原則)

第5条 市民及び市は、次に掲げる原則に基づき、自治運営を行います。

- (1) 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。
 - (2) 参加の原則 市民の参加の下で市政が行われること。
 - (3) 協働の原則 暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行うこと。
- 2 市は、参加又は協働による自治運営に当たっては、参加又は協働をしないことによって、市民が特別の不利益を受けることのないようにします。

第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等

第1節 市民

(市民の権利)

第6条 市民は、すべて人として尊重され、平和で良好な環境の下で、自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利が保障され、自己実現を図ることができるほか、自治運営のために、次に掲げることができます。

- (1) 市政に関する情報を知ること。
- (2) 政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること。
- (3) 市政に対する意見を表明し、提案をすること。
- (4) 行政サービスを受けること。

(市民の責務)

第7条 市民は、自治運営において、次に掲げることを行うものとします。

- (1) 互いの自由と人格を尊重し合うこと。
- (2) 参加及び協働に当たり、自らの発言と行動に責任を持つこと。
- (3) 次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めること。
- (4) 市政の運営に伴う負担を分担すること。

(事業者の社会的責任)

第8条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。

(コミュニティの尊重等)

第9条 市民は、暮らしやすい地域社会を築くために、コミュニティ（居住地、関心又は目的を共にすることで形成されるつながり、組織等をいいます。以下同じ。）をそれぞれの自由意思に基づいて形成することができます。

- 2 市民及び市は、暮らしやすい地域社会の担い手であるコミュニティの役割を尊重するものとします。
- 3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、コミュニティにかかわる施策を推進します。

第2節 議会

(議会の設置)

第10条 市に、議事機関として、選挙によって選ばれた議員で構成される議会を設置します。

(議会の権限及び責務)

第11条 議会は、市の重要な意思決定、市の事務に関する監視、政策の立案等を行います。

- 2 議会は、前項の権限を行使するに当たり、市民の意思が適切に反映されるよう必要かつ

十分な会議を行うとともに、議会活動について市民との情報の共有化を図り、開かれた議会運営に努めます。

(議員の責務)

第12条 議員は、地域の課題や市民の意見を把握するとともに、市政全体の観点からの確かな判断を行うことにより議会が前条第1項の権限を適切に行使できるよう努めます。

2 議員は、市民に開かれた議会運営の実現に寄与するための活動を行うよう努めます。

第3節 市長等

第1款 市長等

(市長の設置)

第13条 市に、選挙によって選ばれた市の代表である市長を設置します。

(市長等の権限、責務等)

第14条 市長は、この条例に基づいて自治を運営するとともに、市民の福祉の増進を図るため、市政全体の総合的な調整その他の権限を行使します。

2 市長等は、自らの判断と責任においてその所掌する事務を誠実に執行するとともに、相互の連絡を図り、一体として、行政機能を発揮します。

3 職員は、市民と共に自治を運営する者としての認識に立ち、職務を誠実かつ公正に執行します。

第2款 行政運営等

(行政運営の基本等)

第15条 市は、その将来像を示す総合的な計画を策定し、部門別の基本計画等と調整を図りながら、計画的な行政運営を行います。

2 行政運営は、次に掲げることを基本として行います。

(1) 市政に関する情報は、市民の財産であり、その適切な発信及び管理を市民からゆだねられていることを踏まえて、情報の共有を推進すること。

(2) 市民の意思を市政に適切に反映するため、市民の参加を推進すること。

(3) 市民からの提案等に的確に応答すること。

(4) 市民の自主的な活動を尊重するとともに、市民との協働による施策、事業等の推進を図ること。

(5) 施策、事業等の実施に当たっては、公正性及び公平性を確保するとともに、効率的、効果的かつ総合的に行うこと。

(6) 法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民の福祉の増進を目的として行うこと。

3 市の組織は、簡素で、効率的かつ機能的なものとなるよう社会環境の変化等に的確に対応して整備します。

4 市長は、市の出資法人がその目的や趣旨に沿って運営されているか等について、当該出資法人（市長が所管するものに限り、）又は当該出資法人（市長が所管するものを除きます。）を所管する執行機関若しくは公営企業管理者に対して適切な指導及び調整を行います。

(財政運営等)

第16条 市長は、中長期的な展望に立って、計画的な財政運営を図るとともに、評価等に基づいた効率的かつ効果的な行政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めます。

2 市長は、財政状況に係る情報並びに予算の編成及び執行に係る情報を分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めます。

3 市長、教育委員会及び公営企業管理者は、その所管する財産の適正な管理及び効率的な運用を行い、市長は、その状況について、分かりやすく公表するよう努めます。

(評価)

第17条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を行い、第15条第1項の総合的な計画の着実な実行と進行管理を行うとともに、施策、事業等の成果を市民に明らかにするため、評価を実施します。

2 評価の指標等は市民の視点に立脚したものとし、評価の結果は市民にとって分かりやすいものとし、

3 市長等は、前項の評価の結果を公表するとともに、施策、事業等に適切に反映させます。

(苦情、不服等に対する措置)

第18条 市に、市民の市政に関する苦情、不服等について、簡易迅速にその処理、救済等を行う機関を置きます。

2 前項に定めるもののほか、市は、市民の権利利益の保護に必要な措置を講じます。

第3款 区

(区及び区役所の設置)

第19条 市に、本市の区域を適正な規模の区域に分けて、身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供し、参加及び協働による暮らしやすい地域社会を築くため、それぞれの区域を単位として区を設け、区役所を置きます。

(区長の設置及び役割)

第20条 それぞれの区役所にその長として区長を置き、区長は、区役所における事務を処理します。

2 区長は、前条に定める区及び区役所の設置目的を達成するため、次に掲げる役割を担います。

(1) 区における課題を的確に把握し、参加及び協働により、その迅速な解決に努めること。

(2) 区における便利で快適な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供するよう努めること。

(3) 区における市民活動を尊重した上で、その活動に対する支援に努めること。

(必要な組織の整備等)

第21条 市長は、区長が前条第2項の役割を的確に果たすことができるよう必要な組織、機能等の整備及び予算の確保に努めます。

(区民会議)

第22条 それぞれの区に、区民（その区の区域内に住所を有する人、その区の区域内で働き、若しくは学ぶ人又はその区の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。）によって構成される会議（以下「区民会議」といいます。）を設け、参加及び協働による区における課題の解決を目的として調査審議します。

2 区長及び市長等は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、その内容を区における暮らしやすい地域社会の形成及び市政に反映するよう努めます。

第3章 自治運営の基本原則に基づく制度等

第1節 情報共有による自治運営

(情報提供)

第23条 市は、市民生活に必要な情報について、市民に積極的に提供します。

2 情報の提供は、分かりやすく、かつ、適時に行います。

(情報公開)

第24条 市民は、市政に関する情報について、市にその開示を求めることができます。

2 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。

(個人情報保護)

第25条 市は、その保有する個人情報について、適切な保護を図ります。

2 市民は、自己の個人情報について、市にその開示、訂正及び利用の停止等を求めることができます。

3 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。

(会議公開)

第26条 市長等に置かれる審議会、審査会等（以下「審議会等」といいます。）の会議は、正当な理由がない限り、公開します。

(情報共有の手法等の整備)

第27条 市は、市民との情報の共有化の積極的かつ効果的な推進並びに参加及び協働による自治運営に資するため、第23条から前条までに定めるもののほか、市民との情報の共有に係る手法等の整備を図ります。

第2節 参加及び協働による自治運営

(多様な参加の機会の整備等)

第28条 市は、事案の内容、性質等に応じて次条から第31条までに定めるもののほか、多様な参加の機会を整備し、その体系化を図ります。

(審議会等の市民委員の公募)

第29条 審議会等の委員には、市民のうちから公募により選任された委員が含まれることを原則とします。

(パブリックコメント手続)

第30条 市長等は、市民生活に重要な事案の策定に当たっては、市民から当該事案に係る意見を募る手続（以下「パブリックコメント手続」といいます。）を行います。

2 市長等は、パブリックコメント手続により提出された市民の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を取りまとめて公表します。

(住民投票制度)

第31条 市は、住民（本市の区域内に住所を有する人（法人を除きます。）をいいます。

以下同じ。）、議会又は市長の発議に基づき、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。

(協働推進の施策整備等)

第32条 市は、市民との協働による公共的な課題の解決のため、協働を推進する施策を整備し、その体系化を図ります。

第3節 自治運営の制度等の在り方についての調査審議

第33条 市における自治の拡充推進を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するため、市民及び学識経験を有する者を委員とする審議会等を設けて、自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議します。

第4章 国や他の自治体との関係

第34条 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互に協力し、市政の運営に当たります。

2 市は、他の自治体と共通する課題に対しては、積極的な連携を図り、その解決に努めます。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行します。

川崎市自治推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 市民との情報の共有、市民の参加及び市民との協働の原則に基づく制度等の在り方に関して調査審議することにより、市民自治の確立に寄与することを目的として、川崎市自治推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 自治運営における市民との情報の共有、市民の参加及び市民との協働の原則に基づく制度等の実施の状況に関すること。
- (2) 自治運営における市民との情報の共有、市民の参加又は市民との協働の原則に基づく制度等の課題に関すること。
- (3) その他自治運営の基本原則に基づく制度等に係る必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合企画局において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月30日から施行する。



第1期川崎市自治推進委員会
市民自治の推進に向けた10の提言
推進プラン

2008（平成20）年11月

総合企画局自治政策部

電話：044-200-2168 / FAX：044-200-3800